

労健福発第 953 号
平成 20 年 7 月 2 日

全国専修学校各種学校総連合会 会長 殿

独立行政法人労働者健康福祉機構
理事長 伊藤 庄平

「メンタルヘルス不調者等の労働者に対する相談
機関による相談促進事業」の実施について

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当機構の業務運営にご協力を賜わり感謝申し上げます。

当機構は、都道府県産業保健推進センターにおいて、産業医、衛生管理者、保健師等の産業保健関係者に対し、メンタルヘルスを含め、産業保健分野の研修、相談対応等の業務を行っているところですが、今般、国が新たに創設した「メンタルヘルス不調者等の労働者に対する相談機関による相談促進事業」の企画競争に参加し、平成 20 年度の本事業の実施を受託することとなりました。

この事業は、職域におけるメンタルヘルス不調の早期発見と適切な対応を促進することを目的としています。この事業の受託者として、当機構は、事業者と契約を結び有料で面接によるメンタルヘルスに関する相談と、相談の結果に基づく適切な医療機関等への紹介のサービスを提供する機関（医療法上の医療提供施設以外のものに限る）であって、国の定めた基準に適合する相談機関の登録・公表（相談機関からの登録申請の受付は本年 9 月からの予定）、さらに、各都道府県産業保健推進センター内に「メンタルヘルス対策支援センター」を設置（本年 10 月の予定）し、事業場に対する相談機関等の利用の促進のための周知活動を行うこととしています。

この事業の推進のためには、貴会をはじめとする関係機関の御理解と御支援が不可欠であり、当機構では、各都道府県産業保健推進センターを通じ、貴会の各都道府県支部等の関係機関に対し、本事業の積極的な活用について、御協力をお願いすることとしております。

貴会におかれましては、本事業の運営に御理解を賜りますとともに、本事業の積極的な活用について、関係者への周知等に特段の御協力をお願い申し上げます。

なお、本事業についてのお問い合わせ等は下記の担当で承りますので、併せて御案内申し上げます。

お問い合わせ先

労働者健康福祉機構産業保健部「相談機関登録窓口」

電 話：044-556-0611

ファックス：044-556-9918

メー ル：soudan.sanpo@mg.rofuku.go.jp

メンタルヘルス不調者等の労働者に対する相談機関による相談促進事業の概要

1 本事業の位置づけ

本事業は、平成20年度の国の委託事業であり、企画競争入札により当機構が実施

2 本事業の目的

国が定めた基準を満たしたメンタルヘルス不調者等の労働者に対する相談機関（以下「相談機関」という。）を登録するとともに、登録した相談機関（以下「登録相談機関」という。）を事業場に対して紹介すること等により労働者の心の健康問題に関する相談体制の整備を図り、労働者の心の健康の保持増進を図ること。

3 相談機関の登録について

登録基準に適合して事業運営を行っていることを自己適合確認した相談機関から登録申請を受け、その登録を行い、登録相談機関の情報を公表する。

【登録の対象となる相談機関】

事業者と契約を結び有料で面接によるメンタルヘルスに関する相談等を実施する相談機関であって、医療法上の医療提供施設以外のもの

【登録の単位】

相談室を設けて面接による相談等のサービスを提供する場所の単位ごと（1の相談機関が複数の相談室を有する場合は、それぞれの相談室が登録の単位となる。）

【登録の有効期間】

3年。有効期間内に有効期間の更新申請があった場合に、更新手続きを行う。

【登録の方法】

機構本部において、相談機関からの登録申請を受け付け、登録申請書及び添付書面について、申請者による自己適合確認が適切に行われていることを、チェックリストを用いて確認し、登録を行う。

登録した相談機関については、本部のホームページ上に一定の情報を公表する。

また、登録事項変更及び登録廃止の際には、その届出を必要とする。

【登録の抹消】

機構本部において、利用者の通報等により登録基準を満たしていないと思われる相談機関については、確認のための資料要求を行うとともに、必要に応じ、該当相談機関への実地調査及び聴聞を実施する。

以上の調査により、登録抹消に係る審査が必要と認められる登録相談機関について、機構本部において登録審査委員会を開催し、登録抹消に係る審査を行う。

4 20年度（事業初年度）における本事業実施の流れ

(1) 機構本部の実施事項

ア 機構本部のホームページにおける周知【7月以降】

本事業に関するホームページを新たに開設し、本事業に係る広報案内（相談機関の登録手続等）を行う。

イ 相談機関からの問合せ対応【7月以降】

産業保健部に「相談機関登録窓口」を開設して、対象相談機関からの登録申請に係る問合せへの対応を行う。

ウ 登録申請受付開始【9月】

9月1日から、相談機関からの登録申請受付を開始する。

(2) 産業保健推進センターの実施事項

産業保健推進センターに「メンタルヘルス対策支援センター」を設置し、以下の業務を行う。

ア 関係機関への周知・広報【7月以降】

(ア) 関係機関への周知依頼

(イ) 本事業の広報

イ 相談機関利用促進員による事業者等への周知【10月以降】

相談機関利用促進員が、事業場、事業主団体等を訪問し、メンタルヘルス指針等の周知によるメンタルヘルス対策の普及を図るとともに、登録されたメンタルヘルス相談機関等を紹介する。

また、相談機関利用促進員は、事業場、事業主団体等に対し、本事業を活用する場合の留意事項について、助言を行う。

ウ メンタルヘルス等の研修時の受講者への周知【10月以降】

センターで実施しているメンタルヘルス等の研修の実施後に、センターの産業保健相談員又は相談機関利用促進員が、当該事業について説明し、周知を図る。